## 養育医療を申請される方へ

養育医療とは、母子保健法に基づく医療費の公費負担制度で、養育のため入院が必要な 未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付もしくはその費用を支給します。

申請には次の書類が必要です。原則、お子さんが入院中に申請してください。

1. 養育医療給付申請書

保護者の方が記入してください。

2. 養育医療給付意見書

病院で記入してもらってください。

3. 世帯調書

同居している家族全員を記入してください。裏面の記載要領参照。 (全員分のマイナンバーが必要です。)

- 4. 誓約書
- 5. 委任状兼同意書
- 6. 健康保険証の写し(扶養義務者分)

窓口に原本を持参して頂いた場合は、コピーをとります。 子どもさんの分は必要ありません。

- 7. <u>課税証明書(世帯全員分) (市町村民税 所得割のわかるもの)</u> ただし、橋本市に市民税の記録がある場合は省略することができます。
- ※平成28年1月から、養育医療の申請にはマイナンバーが必要になりました。

【お問い合わせ】橋本市健康福祉部子育て世代包括支援センター〒648-8585

和歌山県橋本市東家 1-1-1

16:0736-33-0039(直通)